

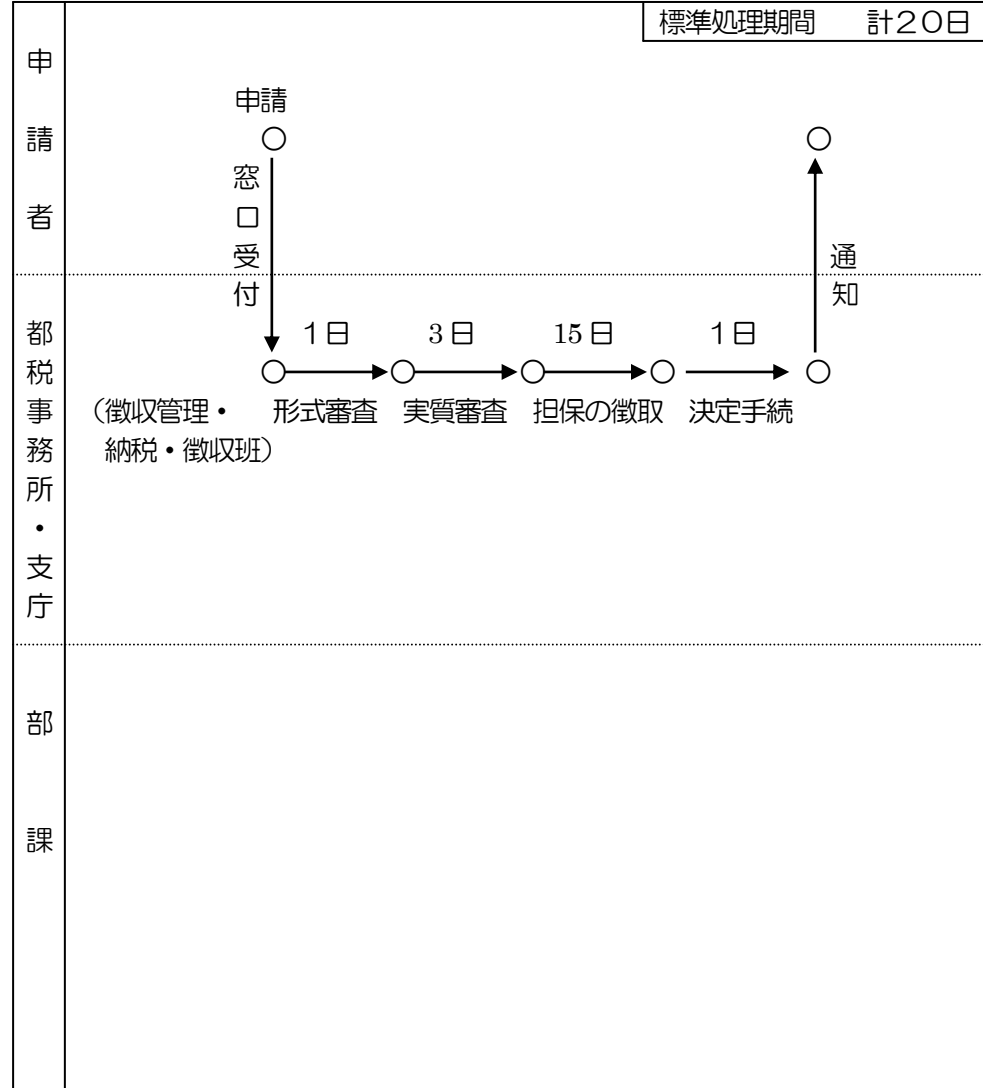
事務処理フロー図

事務名 申請による換価の猶予期間延長事務

作成部署 主税局徴収部徴収指導課徴収企画班 電話 5388-3023

《事務処理フロー図》

《事務処理フロー図の説明》



項番	項目	説明
1	形式審査	提出された申請書に記載漏れがないかどうか、添付書類が揃っているかどうかを審査します。
2	実質審査	申請書の内容について、換価の猶予の期間延長の要件を満たしているかどうかを審査します。
3	担保の徴取	換価の猶予をする場合は、換価の猶予期間中における徴収金の確保を図るため、原則として担保を徴します。
4	決定手続	許可の諾否について、各都税事務所の課長又は所長が決定します。
5	通知	申請者に通知します。
6		
7		
8		
9		
10		